

学生バイトをめぐる問題と、学校および労組関係者の課題

川村雅則
北海学園大学教授

学生のアルバイトをめぐる問題が社会的な注目を集めている。筆者も、学生たちと一緒にこの問題を調査研究し、そこでの成果を教育実践にも活用してきた。また昨冬には、「問題意識がすばりタイトルに示された『学校で労働法・労働組合を学ぶ——ブラック企業に負けない!』

（きょういくネット）を共著で出版した。
学生バイト問題の実態や違法性などについて
は、本誌特集の諸論考で展開されていると思
ので、小論では、一で学生アルバイトの規模を
確認した後、続く二、三で、学生バイトをめぐ
る問題についての個人的体験を紹介しながら、
この数年間、学生たちと一緒に取り組んでいる
『アルバイト白書』づくりという実践を報告し、
そのうえで、学校関係者や労働組合関係者の課
題あるいはどのような活動が可能かを四、五で
考え、全国各地の取組みに貢献したい。

なお第一に、小論では、大学生を念頭に置く。
第二に、アルバイトの背景にある学費負担・経
済問題にはふれる余裕がない。⁽¹⁾ 第三に、この
間、同様のテーマでいくつかの原稿を書いてお

り、内容の重複がある。第四に、本文で述べた
研究成果などは、私のウェブサイトからダウン
ロードできるので、関心ある方はそちらを参照
されたい（<http://www.econ.hokkai-s.ac.jp/~massan/ori/index>）。

一 学生バイトの規模

学生アルバイトの規模はどのくらいなのだろうか。

総務省「労働力調査」によれば（図表1）、
「一五」「四歳」のうち「在学中」で働いている
者（就業者）は、一二九万人である。そのうち
「役員を除く雇用者」が一二八万人で、うち
「非正規の職員・従業員」が一二五万人である。

さて、これが学生バイトの規模で、残りの
「非労働力人口」に分類された者は、アルバイ
トをしていないのだろうか。ふと疑問に思った。
というのも、たとえば「大学生」のうちどの
くらいの割合がアルバイトをしているかを見た
いくつかの調査によればつぎのとおりの結果で

ある。（1）日本学生支援機構の調査結果では、大學生（大学昼間部）のアルバイト経験者割合（調査時前的一年間に、アルバイトに従事した経験を有する者の全学生に対する割合）は七四・〇%、（2）全国大学生活協同組合連合会の調べによれば、アルバイト就労割合（「現在アルバイトをしているか」の問いに、「している」と答えた割合）は六九・一%と報告されている。ちなみに、本学（一年生）の就労割合も（後述）、「固定的なアルバイト」だけで六割強である。文部科学省「学校基本調査（一〇一四年度）」によれば、大学生の人数は二八六万人である。仮に七割がアルバイトをしていると仮定しても、その数は約二〇〇万人となる。右でみた「労働力調査」の数値（この数値には高校生バイトも含まれる）と比べても開きが大きい。

もちろんここで付け加えなければならないのは、労働力調査で把握されている就業状態は、月末一週間のものであるということだ。そのため、アルバイトはしているがこの期間に働いていなかつた者は、数値上はあらわれないことになる。

以上の疑問を総務省に問い合わせたが、総務省の見解は、発表された数値のとおりであった。
なお第一に、季節による違いはないかと思い、
「労働力調査」の結果を四半期ごとにもまとめ
てみたが（図表2）、最大で一三五万人だった。
第二に、五年に一度の実施頻度にはなるが、

(月末一週間の就業状態を尋ねる「労働力調査」に対する)ふだんの就業状態を尋ねる「就業構造基本調査」でみても(図表3)、学生バイトに該当すると思われる者(「有業者」の「仕事は従な者」)のうち「通学が主な者」の規模は、一二六万人だった。

以上のとおり、大学生に関しては、政府統計

図表1 「労働力調査」にみる学生バイト(「15~24歳(うち在学中)」)の「非正規の職員・従業員」の規模

	年齢総数	15~24歳	うち 在学中				単位:万人
			在学中 総数 (注2)	小学・ 中学・ 高校	短大・ 高専	大学・ 大学院	
15歳以上人口	11062	1215	772	433	71	268	
労働力人口	6578	521	130	20	18	92	
就業者	6342	488	129	20	18	91	
雇用者	5586	476	128	20	18	90	
うち、役員を除く雇用者	5240	475	128	20	18	90	
正規の職員・従業員	3278	224	3	0	1	2	
非正規の職員・従業員	1962	231	125	20	17	88	
パート・アルバイト	1347	193	122	19	16	87	
パート・アルバイト以外(注1)	616	38	1	0	0	1	
非労働力人口	4483	695	641	412	53	176	

注1:「パート・アルバイト以外」は、「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」を足し合わせて算出。

注2:「在学中総数」は、「小学・中学・高校」「短大・高専」「大学・大学院」を足し合わせて算出。

出所: 総務省「労働力調査2014年」より作成。

図表2 四半期ごとの学生バイトの規模

	総数	単位:万人		
		小学・ 中学・ 高校	短大・ 高専	大学・ 大学院
2014年1~3月	123	24	18	81
4~6月	118	14	13	91
7~9月	122	17	19	86
10~12月	135	24	18	93

出所: 図表1に同じ。

図表3 就業構造基本調査にみる「15~24歳」の「仕事は従な者」のうち「通学が主な者」

	総数	単位:万人	
		15~24歳	15~24歳
総数	11082	1228	
有業者	6442	500	
仕事が主な者	5339	358	
仕事は従な者	1086	141	
うち通学が主な者	136	126	
無業者	4639	728	
家事をしている者	2142	26	
通学している者	674	651	
その他	1806	51	

出所: 総務省「就業構造基本調査2012年」より作成。

図表4 産業別にみた学生バイト

(産業別)	総数	男	女	単位:万人、%	
				就業者総数	左記に占める 学生バイトの 割合
総数(非農林業)	124	61	63	6119	2.0
建設業	1	1	-	514	0.2
製造業	1	1	1	1054	0.1
運輸業、郵便業	2	1	0	337	0.6
卸売業、小売業	40	18	21	1063	3.8
不動産業、物品販賣業	1	1	0	105	1.0
宿泊業、飲食サービス業、娯楽業	55	25	30	391	14.1
教育、学習支援業	7	4	3	239	2.9
医療、福祉	12	7	5	301	4.0
サービス業(他に分類されないもの)	2	1	1	753	0.3
	2	2	1	398	0.5

注:「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」複合サービス事業」「公務(他に分類されるものを除く)」は、「0(数値が表章単位に満たない)」ないし「-」(該当数値がない)」ため省略。

出所: 図表1に同じ。

ではさしあたり、およそ三人に一人の就労割合(月末一週間に働いた者の割合)、各種のアルバイト調査では七割前後の就労割合が確認された(ご存じの方には両者の開きの理由をご教示いただければと思う)。

最後に、「労働力調査」を使って産業別に人

数をみたのが図表4である。

人数の多い産業は、順に、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「教育、学習支援業」「生活関連サービス業、娯楽業」である。とりわけ「宿泊業、飲食サービス業」では、当該産業の「就業者」全体に占める割合が一割を超えている。これらの業界のビジネスモデルでは、学生・若者は不可欠の安価な「戦力」である。

二 学生バイトをめぐる問題 —個人的体験を振り返って

大学に就職して一〇数年になる。学生バイトをめぐる問題について思う一つは、年々、彼らが量的にも質的にも、アルバイトにガッカリ組

み込まれようになつてゐることである（先述のとおり、背景にある学生側の経済的事情については割愛）。

赴任当初、今時の大学生は昔と違つてアルバイトばかりしている、という「嘆き」を先輩教員から聞かされた。なるほど、実際にゼミを担当すると、たとえばコンパや合宿をゼミで行なう際の日程調整に苦労したり、バイト先からの急なヘルプでゼミを休むというケースに遭遇した。仕事の中身や責任も変わってきていると感じる。私自身もそれなりのアルバイト経験があるが、たとえば同じコンビニバイトでも、発注業務や勤務シフトの作成を担当することはなかつた。他にも、ファーストフード店の副店長やレンタルショップの時間帯責任者、あるいは、近年では、商品知識に関する研修を受けてコールセンターで働く者など、責任の重い仕事や高度な内容の仕事に従事している者が少なくないと感じる。店の解錠・施錠を任せられている（オレが行かなきゃ店があかない／閉められない）など、ゼミでは見られぬ、誇らしげな顔で語る者もいる。ちなみにこの「责任感」や「やりがい」といふのはやつかいで、バイトにはまつた学生に、安く買いたたかれていたり客観的な状況を説明してもなかなか通じず、「学生の奪還」に失敗したことなど度がある。とくに深夜バイトにはまると、単位を落としたり大学を辞めるなど危険性が高い。

加えて言えば、学生は「優しい」「责任感が

強い」という面もある。たとえば飲食店やコンビニで、過労死しそうなほど働く店長（といふより、働かされる雇われ店長）に頼まれると、イヤとはなかなか断れない、あるいは、バイト仲間のことと思うと行かざるをえないという。

いすれにせよ、量的にも質的にも、ガツチリ組み込まれてゐる感がある。

もう一つは、アルバイトをめぐるトラブルである。担当授業（「労働経済論」）の関係で、学生のアルバイト話に付き合う機会が多く、そのうち、労働相談にも乗るようになつてきた。相談で多いのは、働き方をめぐる問題（過剰勤務シフトに入れられる、休めない、客が少ないと早く帰される）、賃金不払い、商品購入などのノルマやミスをした際の買い取り・ペナルティなどがあげられるだろうか。他にも、バイトを辞めさせてもらえない（辞めなければ代わりを見つける、研修費を払え）とか、コンビニやカラオケ店などの深夜バイトでは、酔客にからまれたりするというリスクもある（強盗に遭遇したコンビニバイトの事例もあつた）。

さらには、経営難や店舗倒産による給与の遅配や不払いへの対応など、日頃お付き合いのある労働組合の判断・協力を仰がなければ解決不可能のケースもあつた。こうして、なんと、学生バイトだけで一通りの労働問題が出そろつたのである。

以上のような経緯で、この問題をきちんと整理する必要性を感じ、ゼミの学生たちと調査に取り組むようになり、その結果を二〇一二年度から『アルバイト白書』として刊行（ウェブ上での配信）するようになった。

三 『アルバイト白書』づくりと 「労働教育」

『白書』の内容は、学生バイトの実態に関する聞き取り調査の結果をメインに据え、年によつては、聞き取りだけではなくアンケート調査を実施してみたり、調査結果を「素材」にして労働組合との交流記録や労働法による解釈を掲載している。

『白書』作成のポイントをキーワードで言えば、学生の主体性を重視、リアルを追求、労働法と労働組合はセットで学習、学生のエンパワーメントなどである。順に説明する。

第一に、実際に白書を取りまとめる作業は教員である私の担当だが、調査は学生が行なう。労働法を専攻しているわけではないので、まずはそこから勉強である。学習過程で、自らのアルバイトの問題性・違法性を知ることになる。最貧こそ最近は知られるようになつてきたが、割り増し規定や、バイトでミスをした際の弁償の必要性の有無など複雑な問題は知られていない。有給休暇についても、ほとんどの学生は存在さえ知らないので、実際に取得できている学生の経験や書類を「教材」にして学び合う（よつて、ここでの調査には、就業規則や三六

協定書など関係書類の入手も含む)。

なお最近は、ゼミだけでなく授業でも、グループをつくりて調査活動をさせているが、学習効果は高いと思う。

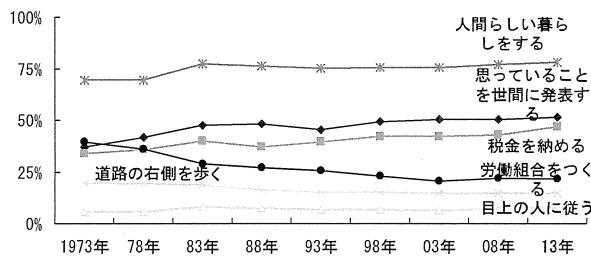
第二は、労働法だけでなく労働組合を学ぶ機会を設けることである。労働法(ワークルール)教育が広まりつつあることを最大限に評価

したうえで、それでも職場を変える力を彼らに与えるためには、労働法だけでは不十分で、労働組合をセットで学ぶ必要がある。

具体的には、調査ないし『白書』作成過程で明らかになつた様々な問題について、その違法性や労働組合ならこう解決するという助言を、組関係者からいたたくのである。そのことで、(実際に挑戦するかどうかは別にして)問題は解決できるのだという確信と、自分たちもまた、この(なにやらよく知らなかつた)「ロードマップ」とを、おぼろげとながらであつても、知るのだけ行政機関ではなく労働組合との交流をあえて選ぶ理由である)。学生のエンパワーメントの追求である。

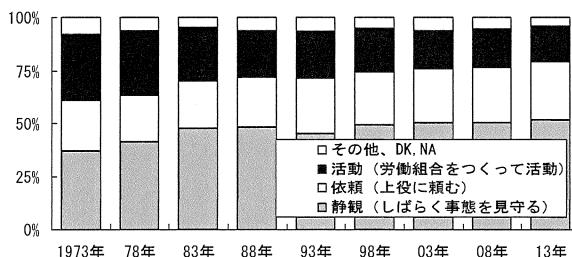
以上のとおり、バイトの調査(実態や関連法制度)にしろ、問題の解決方法にしろ、リアル重視であり、この作業そのものが、いまだ試行的な取組みではあるものの、現行キャリア教育を超えてめざすべき「労働教育」ではないかと考えている。

図表5 憲法で保障された権利についての認知度の推移



出所：NHK放送文化研究所「第9回「日本人の意識」調査(2013)結果の概要」
2014年5月20日

図表6 労働条件に強い不満が生じた場合の対応(意向)の推移



出所：図表5と同じ。

四 労働組合とりわけ教職員組合の課題

労働法が軽視・無視されたアルバイトの「世界」。椅子取りゲーム状態である労働市場や貧困な労働政策の現状に批判意識をもつことが許されず、「適応」を強いられる、キャリア教育や就職活動という「世界」。しかも後者の「世界」をくぐりぬけた者が、社会人として労働市場に参入していくという事態を、(送り出す学校関係者はもちろんだが)労働組合関係者に危機感をもつて受け止めもらいたい。

もちろん、組織率の低下に示されるとおり、団結権の認知度や、職場で問題が生じた際に労働組合という選択肢を選ぶひとは、若者に限らず、年々少なくなっている(図表5、6の意識界)では、労働条件を企業に聞くのはタブーであるという指導さえ行われることもある。もはやそこには、労働条件は労使で決定するもの、という労使関係の視点はない。そういう「世界」をくぐりぬけた者が、社会人として労働市場に参入していくという事態を、(送り出す学校関係者はもちろんだが)労働組合関係者に危機感をもつて受け止めもらいたい。

調査)。「労働組合離れ」と称される状況である。

ただ、それなりに「仕事の世界」を生き、そこでトラブルも経験している学生に、労働組合的発想が理解できないことはないと思う。大事なのは両者の「出会い」の場・内容をどう丁寧につくっていくかではないか。そもそも、労働組合の姿が見えぬ社会で育った若者に、「組合離れ」という言葉は適当ではない(「離れる」以前に「出会い」がない)。

そこで授業でも私は、組合関係者を講師に招き、団結権ならぬ「団結剣」(講師である札幌地域労組副委員長・鈴木一氏による造語) 学習を実践している。

ある年には、職場の固定残業制・長時間労働に悩んだ(労働法や労働組合には無縁の)若者たちが、札幌地域労組への労働相談を契機に、労組を結成、不当労働行為を受けつつも問題解決に粘り強く取組み、ついには和解に至る、といった事例を、当時、まだ問題の渦中にあった当事者を招き、授業で話をしてもらつたことがある。取組みのなかでの葛藤も含め、等身大の姿を当事者に語つてもらうからこそ、労働組合は身近な存在で、将来の私自身であるかも、との思いにも至る、と強く感じた。

とりわけ教職員組合には、「教え子を再び戦場に送らない」に加え、「教え子を過労死職場・ブラック企業に送らない(最低限、無防備のままで送らない)」を活動方針に掲げてもらいたいと思う。

五 情報を収集し問題の共有を

—学校関係者の課題

世代間で認識のズレが指摘されるのは、大学生の就職活動や学費負担だけではなく、バイト問題もそうであることが理解されたと思う。そうであればこそ、情報収集と発信が学校関係者の課題になると考える。多くの大学で取り組まれているIR (Institutional Research) 活動——私見では、客観的な情報の活用によって大学運営や学生支援を実践していく活動——は、学生バイトの実態把握に積極的に活用できないか。本学の経験(二〇一四年一二月に行なった「新生入生アンケート」の結果)を紹介する。

新入生は、「生活環境や学習のスタイルが高校までとは大きく変化することで、学業面や生活面で、何かと悩みを抱えたりトラブルにまきこまれやすい」。アルバイトもその一つである。そこで行なつた調査結果の一部を図表7にまとめた。

第一に学生の多くがアルバイトを経験しており、しかも時間も長い(同図表a、b)。本学には夜間部(図表中では「2部」と表記)も設置されており、彼らは、昼に働き(バイトを)夜に大学に通うのが標準的なスタイルであるため、その傾向が強い。週に二〇時間以上働く者は、2部では四六・三%、1部(昼間部)でも三割近く存在する。ちなみに、年間

で四〇単位を取得するためには、週の学習(授業)時間は九〇分×一〇コマ=一五時間である。1部生のバイト従事者でも、半数以上がその時間以上を働いている。

しかも1部生では、すべての勤務時間帯ではないとはいって、「一部のみ」を含めると、深夜時間帯(二二時~五時)に働く者は四割を超える(同図表c)。彼らは深夜割増の規定をはたして知つたうえで働いているか、気がかりである。

そして、一年生というこの時点では、およそ三分の一が(多くは「やや出ている」というレベルではあるが)、バイトで学業に支障が「出ている」と回答している(同図表d)。かつ、図表8のとおり、勤務時間の長い者や深夜勤務している者でその自覚が強い(勤務時間数と深夜勤務の有無自体が関連がみられる)。

個別の大学あるいは大学界全体での対応さらには教育・労働政策での対応につなげていくためにも、こうした実態の把握が関係者の課題である。

まとめに代えて

第一に、小論なしし本誌特集の各論文が取り上げるような状況を放置しておくことは、社会全体にとっての損失である。私たちは学生・若者にどう育つて欲しいのか。

第二に、労働法や労働組合との「出会い」が

必要なのは、学生・若者に限つたことではない。

企業の成長に自らの生活や将来をゆだね、気づけば、働く人の権利を軽視・無視する社会を私たちには築いてしまった。学生バイトにも広がるその問題の解決は、全世代の課題である。くりが急がれる。

学校や地域などに、問題解決のための拠点づ

図表7 大学1年生のアルバイト実施状況／一週間の勤務時間数／深夜時間帯の勤務状況／アルバイトによる学業への支障の有無

a. 現在のアルバイト実施状況	勤務時間数（長期末）	勤務時間の一部のみ深夜時	勤務時間のほぼ全てが深夜時	単位：人、%			
				所属部別		勤務時間帯	
				1部	2部	10時間未満	10時間～15時間未満
a. 現在のアルバイトしていない	1576	100.0	1232	100.0	344	100.0	
ト実施状況	377	23.9	296	24.0	81	23.5	
固定的なバイトをしている	1010	64.1	812	65.9	198	57.6	
単発的なバイトをしている	189	12.0	124	10.1	65	18.9	
	1166	100.0	911	100.0	255	100.0	
b. 1週間の平均勤務時間数	10時間未満	238	20.4	186	20.4	52	20.4
（長期休暇時は除く）	10時間～15時間未満	249	21.4	219	24.0	30	11.8
	15時間～20時間未満	297	25.5	242	26.6	55	21.6
	20時間～25時間未満	205	17.6	164	18.0	41	16.1
	25時間以上	177	15.2	100	11.0	77	30.2
	1161	100.0	909	100.0	252	100.0	
c. 勤務時間が深夜時間帯（22時～5時）かどうか	勤務時間のほぼ全てが深夜時	66	5.7	45	5.0	21	8.3
	勤務時間の一部のみ深夜時	371	32.0	350	38.5	21	8.3
	深夜時間ではない	724	62.4	514	56.5	210	83.3
	1167	100.0	913	100.0	254	100.0	
d. アルバイトによる学業への支障の有無	出ている	53	4.5	38	4.2	15	5.9
	やや出ている	349	29.9	263	28.8	86	33.9
	出でない	765	65.6	612	67.0	153	60.2

注：b, c, dの対象は、アルバイトをしている者。

出所：北海学園大学「新入生アンケート」（2015年3月発行）より作成。

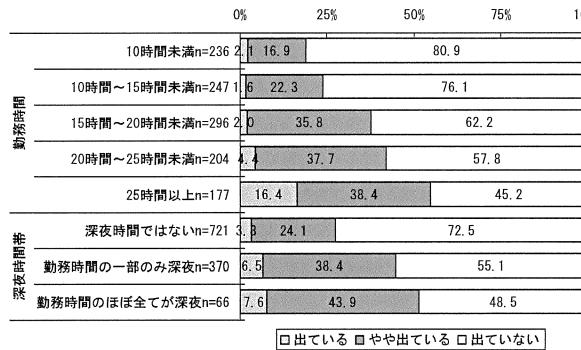
【主な参考文献】

* 熊沢誠（二〇〇六）『若者が働くとき——「使い捨てられ」も「燃えつき」もせず』岩波書店

* 児美川孝一郎（二〇一二三）『キャリア教育のウ』筑摩書房

* 税金問題全国対策会議編（二〇一三）『日本の奨学金はこれでいいのか——奨学金という名の貧困ビジネス』あけび書房

図表8 勤務時間数及び深夜勤務の有無別にみた学業への支障の有無



出所：図表7に同じ。

- (1) この問題はたとえば、奨学金問題全国対策会議編（二〇一三）を参照。
(2) 独立行政法人日本学生支援機構「二〇一二年

度 学生生活調査報告』。抽出調査で、回収率は四

四・八%。なお同調査では、アルバイト従事者の経済状況も調べられており、「家庭からの給付なし」八・五%、「家庭からの給付のみでは就学不能」八・五%、「家庭からの給付のみで就学可能」四五・六%となっている。

(3) 全国大学生活協同組合連合会「第五〇回学生の消費生活に関する実態調査（二〇一四年一〇月（一月実施）報告書」（二〇一五年三月発行）

により。

(4) 二〇一四年度の調査結果をコンパクトにまとめた、「当世、大学生のアルバイト事情」「笑顔でくらしたい」（北海道社会保障推進協議会機関誌）二〇一五年二月号を参照。

(5) 労働組合にたどり着いて問題解決に至った者（組合員）からの聞き取り調査も学生にさせていたる。「労働組合レポート——学生が労働組合について考えてみた」を参照。

(6) キャリア教育をめぐる問題については、児美川孝一郎氏の一連の著作を参照。

（かわむら まさのり）